

-
- (2) (1)の点から80度00分（真方位。以下この表において同じ。）の線と 150メートル等深線との交点
- (3) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と 150メートル等深線との氷見市阿尾鼻からの最初の交点
- (4) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市伏木港右岸赤燈台から40度00分の線との交点
- (5) 高岡市伏木港右岸赤燈台から40度00分の線上 1.6海里の点
- (6) 高岡市伏木港右岸赤燈台から60度00分の線上 1.7海里の点
- (7) 高岡市伏木港右岸赤燈台から60度00分の線と氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線との交点
- (8) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線との交点
- (9) 高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線と射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線との交点
- (10) 射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線と富山市水橋漁港西防波堤突端から 323度00分の線との交点
- (11) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 323度00分の線上 2.6海里の点
- (12) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332度00分の線上 2.6海里の点
- (13) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332度00分の線上 3.0海里の点
- (14) (13)の点と片貝川河口左岸とを結んだ線と滑川市櫛原神社森の頂点と黒部市生地鼻から 270度00分の線上 2.0海里の点とを結んだ線との交点
- (15) 黒部市生地鼻から 270度00分の線上 2.0海里の点
- (16) 下新川郡入善町芦崎西端から 315度00分の線上 2.0海里の点
- (17) 下新川郡入善町吉原と入善町田中との最大高潮時海岸線における境界点から 0度00分の線上 2.0海里の点
- (18) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点から 356度00分の線上 2.0海里の点
- (19) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点

申請期間

令和2年7月15日（水）から8月14日（金）まで

富山県告示第327号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月3日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記 号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 富山上滝立山線	富山市和田字下平割 279番2地先から	変更前		最大 5.0 最小 4.7	46.4	富山土木センター
	富山市和田字下平割25番1まで	変更後		最大 7.6 最小 4.7	46.4	
主要地方道 富山立山魚津線	中新川郡上市町郷柿沢 1627番から	変更前		最大 8.3 最小 7.6	64.9	富山土木センター
	中新川郡上市町郷柿沢 521番2まで	変更後		最大 11.6 最小 11.1	64.9	

富山県告示第328号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月3日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 富山上滝立 山線	富山市和田字下平割 279番2地先から 富山市和田字下平割25番1まで	令和2年7月3日	富山土木 センター

富山県告示第329号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ぽんぽこ村調剤 薬局	富山市太郎丸西 町1丁目4-1 1	精神通院医療		令和2年7月1日

富山県告示第330号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営上田地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営上田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年7月3日から

令和2年8月4日まで

3 縦覧の場所

入善町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第331号

土地改良区の定款変更の認可について

常西用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年6月9日認可した。

令和2年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年6月3日から令和2年10月30日まで
- 3 作業地域
高岡市中央部地域

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和2年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品等の名称及び数量
ICT教育推進事業 R2Windowsタブレット 496式
 - (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
 - (3) 借入期間

令和3年3月1日から令和7年10月31日まで（56箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和2年7月3日から同年7月22日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和2年7月13日(月) 午後2時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和2年7月29日(水) 午後5時15分

(5) 郵便による入札書の受領期限

令和2年8月11日(火) 午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和2年8月12日(水) 午前11時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
-

Windows tablet terminal, 496 set.

(2) Time limit of tender: By 11:00 a.m. 12 August 2020.

(3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

富山県市町村職員共済組合公告

富山県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年7月3日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋 正 樹

1 組合に属する地方公共団体等の数は、次のとおりである。

市	町	村	一部事務組合等	計
10	4	1	15	30

2 組員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

(単位：人、円)

種 別	区 分		組 合 員 数	標 準 報 酬 の 月 額	1 人 当 たり 標 準 報 酬 月 額
一 般 組 合 員	長 期		11,505	4,178,474,000	363,188
	短 期			4,368,934,000	379,742
市町村長組員	長 期		13	8,030,000	617,692
	短 期			10,980,000	844,615

計	7,938,434	17,088,562	1,087,370	85,331	1,851	907	233,356	249,819	344,667	661,122	72,026	0
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	49,976	0	0	0	0	0	19,032	10,065	△ 40,876	59,135	△ 60,975	0

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

経 理 区 分	短 期	厚 生 年 金 保	退 職 等 年 金	経 過 の 長 期	退 職 等 年 金 預 託 金 管 理	経 過 の 長 期 預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
資 産												
流動資産	2,898,750	1,015,373	68,089	514	8,851	—	435,430	777,826	451,521	2,005,603	66,912	348
固定資産	—	—	—	—	313,000	—	449	—	960,604	56,060,040	837,120	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資産合計	2,898,750	1,015,373	68,089	514	321,851	—	435,879	777,826	1,412,125	58,065,643	904,032	348
負債												
流動負債	—	1,015,373	68,089	514	—	—	8,333	18,745	26,206	51,666,691	1	—
固定負債	471,100	—	—	—	321,851	—	59,329	548	14,275	14,960	346,593	—
負債合計	471,100	1,015,373	68,089	514	321,851	—	67,662	19,293	40,481	51,681,651	346,594	0
純資産												
資本剰余金	—	—	—	—	—	—	—	—	2,225,260	—	—	—
利益剰余金	2,427,650	—	—	—	—	—	368,217	758,533	—	6,383,992	557,438	348
欠損金	—	—	—	—	—	—	—	—	853,616	—	—	—
純資産合計	2,427,650	0	0	0	0	—	368,217	758,533	1,371,644	6,383,992	557,438	348
負債・純資産合計	2,898,750	1,015,373	68,089	514	321,851	—	435,879	777,826	1,412,125	58,065,643	904,032	348

令和2年7月3日印刷発行

富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番